

# 六本木三丁目東地区「地区まちづくりルール」について

六本木三丁目東地区では、区から「地区まちづくりルール」の認定を受け、地元のまちづくり組織（六本木三丁目東地区まちづくり協議会）による建築計画等の自主審査が行われています。区域内で所有権の譲り受けや、建築を行う場合などには、以下のとおり協議会への申請が必要となります。



地区まちづくりルールの対象区域

「地区まちづくりルール」とは

港区まちづくり条例に基づき、地元のまちづくり組織がまちづくりビジョンを実現するために作成した取決めことです。

## ●「地区まちづくりルール」の目的

本ルールでは、「六本木三丁目東地区まちづくりビジョン」の実現を目指して、地区内の皆で都市機能と調和しながら、人と環境を尊重したまちづくりに取り組んでいます。

### 【六本木三丁目東地区まちづくりビジョン】

基本理念：都市機能と調和しながら人と環境を尊重したまちづくり

まちづくりビジョン：

1. 住民が仲良く安心して暮らせるまちづくり
2. 地区住民の生活利便性の向上を目指すまちづくり
3. 坂道などの特性を活かした誇りの持てる景観づくり
4. 快適な道路・交通体系のあるまちづくり
5. 災害・犯罪に強いまちづくり
6. 住民にやさしいみどり豊かなまちづくり
7. 周辺のまちづくり先行地区と連担し、地域の魅力を高める「受け皿」となるまちづくり

## ●「地区まちづくりルール」の対象者

区域内に、土地あるいは建物を所有する方及びその使用者が本ルールの対象者です。なお、所有権の移転または土地・建物の賃貸を行う場合には、新しい所有者や使用者に本ルールの内容を事前に説明し、同意をとっていただくようお願いします。

## ●協議会への申請が必要となる行為

以下の行為を行う場合、ルールを守るための具体策を協議会に申請してください。（注）

- 所有権を譲り受ける
- 建築を行う（工作物、広告物の設置・変更を含む）  
※建築を行う場合は、計画の初期段階に十分な余裕をもって協議会に申請してください。
- 塀や自動販売機等の構造物を設置する
- 空き家、空き地を所有する、駐車場を所有する

（注）協議会への申請方法、申請書フォームは「六本木三丁目東地区地区まちづくりルール（PDF）」より閲覧できます。また、本ルールは港区ホームページ「まちづくり組織の活動について」のページにも掲載しています。



●「地区まちづくりルール」の項目（ルール全文は港区HPで閲覧できます。）

申請が必要となる行為を行う場合、以下のルールを守ってください。

**ルール 1 「災害に強いまちをつくる」ためのルール**

- 1 避難経路の確保に努める ⇒ 道路沿いの塀や自動販売機が倒壊・転倒しない
- 2 自宅待機への備えに努める ⇒ 災害時に自宅や事務所での待機ができる

**ルール 2 「みどり豊かで誇りのもてる景観をつくる」ためのルール**

- 1 街並みの緑化に努める ⇒ 道路に面する緑を保全育成する
- 2 街の美化に努める ⇒ 街並みの統一感に配慮し、美観を維持する

**ルール 3 「地域の絆を強固にする」ためのルール**

- 1 地域との関わりを持つよう努める ⇒ 町会への加入、活動への参加などで関わりを持つ

**ルール 4 「治安や風紀を維持する」ためのルール**

- 1 空き家・空地・駐車場の管理に努める ⇒ 雑草やゴミの処理など、適切に管理する

**ルール 5 「みんなが安心して暮らせる環境をつくる」ためのルール**

- 1 皆の暮らしに不安を与える団体等の排除に努める  
⇒ 反社会的組織や風俗営業を行う者との譲渡契約、賃貸契約等を行わない

**上記申請に伴い協議会は審査会（話し合い）を開催いたします。**

まちは地域の皆さまで協力して育むことで、  
一層魅力的なものになります。

港区は、地域の皆さまの“まちへの想い”を実現する取組を応援します！  
協議会との話し合いなどにより、ルールへの理解を深め、  
より良いまちづくりに取り組みましょう！

※必要に応じて、港区は協議会と申請者との話し合いの場を設けるなどお手伝いいたします。

【ルールの詳細、申請についての連絡先】

六本木三丁目東地区まちづくり協議会（marumanbiru@ezweb.ne.jp）

【港区役所問合せ先】

麻布地区総合支所まちづくり課まちづくり係（Tel 03-5114-8815）

街づくり支援部都市計画課街づくり計画担当（Tel 03-3578-2235）